

<p>(関連分野)</p> <p>定住外国人への日常生活支援</p>
<p>(事業の名称)</p> <p>定住外国人の子どもに対する日本語教育等の支援</p>
<p>(関係省庁名)</p> <p>文部科学省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <p>公立学校に在籍する外国人児童生徒への日本語指導や適応指導の支援及び外国人の子どもへの就学を促進するための活動の実施に必要な人材の確保を図るため、日系ブラジル人等の定住外国人を含む地域人材を活用する。</p> <p>実施内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校に外国人児童生徒支援員等を配置し、学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う。 ○教育委員会に就学相談員等を配置し、外国人の保護者等に対し学校入学の手続きや就学に関する相談に対応したり、地域の就学支援活動を行うなどの取組を実施する。
<p>(必要な人員・雇用数等)</p> <p>外国人児童生徒支援員等については、日本語指導や教科指導に関する知識や経験を持つ人材や、外国語が使用可能な人材を雇用することが望ましい。</p> <p>就学相談員等については、日本の学校への就学手続きや日本の学校教育に関する基本的な知識を持つ人材や、外国語が使用可能な人材を雇用することが望ましい。</p>
<p>(委託費水準)</p> <p>雇用を行う人材に応じて、地方公共団体が自由に設定。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正を要する事項は特に存在しない。</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <p>外国人児童生徒支援員等：学校における外国人児童生徒の受入体制が進み、公立学校への就学を希望する外国人が増加する。</p> <p>就学相談員等：公立学校への就学が促進され、不就学の子ども数が減少する。</p>
<p>(先行事例)</p> <p>外国人児童生徒支援員等については、平成20年度より「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」で実施している。就学相談員等については、平成19年度～20年度に同事業で実施している。</p>
<p>(期間後の取扱い)</p> <p>引き続き、市町村等において雇用されることが望ましい。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>文部科学省初等中等教育局国際教育課 課長補佐 山下恭徳 / 係員 川窪百合子 電話番号：03-6734-2440 / ファックス：03-6734-3738</p>

(関連分野) 定住外国人への日常生活支援
(事業の名称) 外国人留学生に対して、大学等において生活支援補助を行う事業
(関係省庁名) 文部科学省
事業の概要 (事業内容) ・来日直後の日本での生活に不慣れな外国人留学生に対して、外国人登録や銀行口座開設といった各種手続きや、アパート等の部屋探し、生活に必要な家具等の購入等に随行して生活基盤の立ち上げに関し必要な支援を行う。 また、外国人留学生に関するガイダンス、新入生歓迎会等イベントの運営スタッフとして従事
(人員等の基準) 外国語が多少理解出来る者が望ましい
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特に無し
(期待される効果) 定性的効果：外国人留学生の来日当初の生活不安の解消
(先行事例) 来日した国費留学生に対し日本学生支援機構が最寄りの空港への出迎えをおこなっていたが、平成19年度をもって廃止している。
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 文部科学省高等教育局学生支援課 専門官 織田・森山 / 係長 佐野 電話番号：03-6734-3360 / ファックス：03-6734-3394

(関連分野) 定住外国人への日常生活支援
(事業の名称) 定住外国人の子弟に対する日本語教育等の支援
(関係省庁名) 文化庁
事業の概要
(事業内容) 定住外国人の親や子供の日本語能力の向上を図るため、一定の日本語能力を有する日系ブラジル人等の定住外国人を指導者等(補助を含む)として活用した日本語教室を開設する。
(必要な人員・雇用数等) 本事業での日本語指導者等については、一定の日本語能力を有することが望ましい。
(委託費水準) 雇用を行う人材に応じて、地方公共団体が自由に設定。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正を要する事項は特に存在しない。
(期待される効果) 定性的効果：それぞれの外国人の母語で日本語教育を行うことにより、高い学習効果が望まれるとともに、日本語学習への動機付けになり、日本語学習者の増加が見込まれる。
(先行事例) 日系人等を活用した日本語教室の設置については、平成19年度より「生活者としての外国人」のための日本語教育事業で実施している。
(期間後の取扱い) 引き続き、市町村等において雇用されることが望ましい。
(関係省庁担当者連絡先) 文化庁文化教育部語課 日本語教育専門官 西村泰雄 / 庶務係長 本多秀幸 電話番号：03-6734-2839 / ファックス：03-6734-3818

(関連分野) 定住外国人への日常生活支援
(事業の名称) 医療通訳者養成・確保事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(現状) <p>地域で製造業等に従事する定住外国人は、周囲と関係の薄いコミュニティを形成しがちで、医療サービスを受ける必要が生じた場合、言語面の障壁のために、サービスの提供が円滑に進まず、地域社会に溶け込めない一因となっており、地域の医療機関や住民への負担が生じている場合も多い。</p> <p>これらの外国人の医療サービスの利用を支援策の整備については、ニーズが大きいにもかかわらず、特段の制度的な対応が講じられていない。</p> <p>(事業内容) ○在日外国人が医療サービスを利用する際に、医療機関への受診、診察に際しての言語面での補助を行う医療通訳者を養成・確保する。 ○併せて、各地域の保健医療機関の所在地等の情報についても外国語化する。多くの在留者がいる外国人の言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等)に翻訳する。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：地域の日本企業で雇用される在日外国人等の医療サービスの利用を支援することにより、それらの者の生活の安定に資する。</p> <p>(先行事例) 特になし</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省大臣官房国際課 課長補佐 武内和久 / 係長 福井香月 電話番号：03-3591-8983 / ファックス：03-3502-1946</p>

<p>(関連分野) 定住外国人への日常生活支援</p>
<p>(事業の名称) 日系外国人等雇用企業の子弟教育支援</p>
<p>(関係省庁名) 経済産業省</p>
<p>事業の概要 (事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日系外国人等を雇用する企業・団体等が一定の基準（日本語・母国語教育、適正な保育料等）を満たす日系外国人等子弟教育のための保育園等（学童教育を含む）を運営する場合、雇用する保母等・事務員の人件費、運営費等の助成を行う。 日系外国人等の保母等・事務員等を正社員雇用した場合には一時金を支給する。 こうした取組により日系外国人等の子弟の学童保育の充実を図るとともに、父母が安心して就労出来る環境を整備する。
<p>(必要人員) 日系外国人等の集住地域の規模等に応じ必要な数</p>
<p>(関係者の役割) 市町村、都道府県：実施体制の構築 国：先進モデルの提供</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> 日系外国人等向け保育園を整備することにより、日系外国人等が安心して就労できる環境を整備する。 質の高い日系人子弟向け保育園等を確保し、日系人等向け学童保育の充実を図る。 </p>
<p>(先行事例) 伸栄総合サービス(株)</p>
<p>(期間後の取扱い) 一定の基準を満たす日系外国人等子弟に対する保育園等の継続補助。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 担当：川村 電話番号：03-3501-2259 / ファックス：03-3501-0385</p>

<p>(関連分野) 定住外国人への日常生活支援</p>
<p>(事業の名称) 日系外国人日本語教育支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 経済産業省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業の内容) 日系外国人労働者やその家族に日本語教育を行う、又は行う団体を支援することにより、日系外国人労働者の雇用の間口を広げるとともに、職場での安全教育やチーム内コミュニケーションの円滑を図るなどの生産性の向上、地域での共生社会の推進を行う。</p> <p>地域の日系外国人が日本語を学ぶことができる施設・センターの設置 ・ 離職した日本語がある程度話せる日系外国人労働者の日本語講師や日本での生活支援者としての育成。 ・ 核となる日本語講師の補助員として、講座の手伝いや広報誌などの作成。</p> <p>(必要人員) 日系外国人が集住している地域に適宜。</p> <p>(関係者の役割) 市町村、都道府県：実施体制の構築 国：先進モデルの提供</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果： 日系外国人労働者のコミュニケーション力向上により、工場現場等でのチーム力向上による生産性の向上、将来の労働者不足に対して優良な労働者への育成。 日系外国人労働者の子弟も含めたコミュニケーション力向上により日本や地域のルールなどが深く理解できるようになり安心/安全な地域社会の構築につながる。</p> <p>(先行事例) 浜松国際交流センターの日本語教室など。</p> <p>(期間後の取扱い) 日本語教育補助員の人材育成を行うことにより日本語講師へ登用などキャリアアップも期待。</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 電話番号：03-3501-2259 / ファックス：03-3501-0382</p>

(関連分野)

定住外国人への日常生活支援

(事業の名称)

日系外国人等日本語教育・職業訓練支援事業

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

(事業の内容)

- ・ 日系外国人等が多く住む地域において、日系外国人等向け日本語教育・職業訓練事業等を実施する団体等に対し、当該事業の費用(教材費、講師費、会場借料等)の一部について補助を行い、当該事業の拡充を図る。
- ・ 上記団体において、離職した日本語が堪能な日系外国人等を日本語講師や生活指導員、広報誌作成等の事務の補助者として採用する場合、その経費を補助する。
- ・ また、日本語が堪能な日系外国人等を、日系外国人等の子弟の通う小・中学校に派遣し、日系外国人等の子弟の学習の補助、生活相談等を行わせる場合もその経費を補助する。
- ・ こうした取組により、日系外国人等への日本語教育及び職業訓練事業の拡充を図り、もって日系外国人等の能力及び、雇用可能性向上を図る。また、日系外国人子弟の教育の充実等を図る。

(必要人員)

日系外国人等の集住地域の規模等に応じ必要な数

(関係者の役割)

市町村、都道府県：実施体制の構築

国：先進モデルの提供

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：日系外国人等の日本語能力・技術向上により、就労可能な業種・職種分野が広がり、日系外国人等の雇用可能性が高まる。また、工場現場等でのチーム力向上による生産性の向上、将来の労働者不足を補う優良な労働者への育成にもつながる。

更に、日系外国人等の子弟も含めたコミュニケーション力向上により地域のルールなどが深く理解できるようになり安心・安全な地域社会の構築につながる効果も期待できる。

(先行事例)

浜松国際交流センターの日本語教室など。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 担当：川村

電話番号：03-3501-2259 / ファックス：03-3501-0385